

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 社葬費用

**Q** : 死亡した会長の社葬を行いました、その費用を全額会社で負担してもよいでしょうか。

また、葬儀の参列者からの香典は、全額遺族に渡そうと思うのですが、税務上問題がありますか。

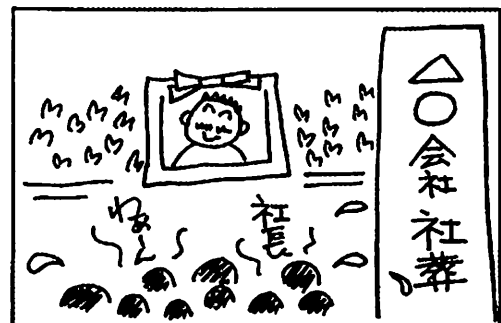
**A** : 故人の経歴、地位、法人の規模、その他の事情からみて社葬を行うことが相当と認められる場合には、福利厚生費とすることができます。また、香典を全額遺族に渡しても問題ありません。

### 【解説】

法人が、その役員又は使用人が死亡したために社葬を行い、その費用を負担した場合において、その社葬を行うことが死亡した役員等の地位、会社に対する功績その他の事情からみて、相当と認められるものであり、かつ、その負担した費用が社葬のために通常要するものであると認められるときは、福利厚生費としてその支出をした日の属する事業年度の損金に算入することができます。

ただし、密葬の費用、香典返し、仏壇、墓石、いわゆる戒名を受けるための費用など、明らかに遺族が負担すべきものは、会社負担にすることはできません。

また、香典は、遺族に対する弔慰のしるしとして故人の霊前に捧げるものですから、法人の収益に計上しないで、遺族の収入とすることができます。



KIMIYO・I